

◎新潟県告示第382号

昭和26年2月20日付け新潟県告示第158号及び昭和33年1月31日付け新潟県告示第137号をもって告示した建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正前の法第6条第1項第4号の規定により指定している次の区域の指定を解除する。

なお、関係図書は、告示日から2週間、新潟県土木部都市局建築住宅課及び関係町役場又は関係市役所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

三島郡出雲崎町大字尼瀬、大字住吉町、大字石井町、大字羽黒町、大字鳴滝町、大字木折町及び大字井鼻の区域

長岡市小国町新町、相野原及び二本柳の区域